### 第40号様式 育 児 休 業 証 明 書 (記 載 例)

(宛先) 大田区長

《保護者記載欄》	※保育園に既に通園している、又は申込中の 一番下のお子様のお名前をご記載ください。				
児童名 (カナ)	(	)			
生年月日	年 月	日			
認可保育園の 利用状況	保育園□	利用中 申込中			

証明日	西暦	2023	年	10 月	20 日
事業所名	大	田区役所			
代表者名	蒲	田 五郎			
所在地		田区蒲田	5-13-1	4	
担当者名	大	森花子			
担当者連	絡先	03 —	5744	_	1280

### 【担当者名/連絡先】

証明書の内容について、自治体からの事務的な連絡を受ける場合の担当者名/電話番号を記載してください。

雇用主の方は、必ずご確認くださ

い。

### 《事業者記載欄》

下記の者が、育児休業を取得(予定・延長)していることを証明いたします。

※本証明書の内容について - 黄労先事業所等に無断で作成し又け改変を行ったときにけ - 刑法上の罪に問われる場合があります。



#### 【 雇用主の方へ 】

- ・本証明書は、保育所等利用事務のために使用する書類です。以下注意事項をご覧のうえ、ご記載ください。
- ・証明内容に関して貴事業所担当者に照会させていただくことがあります。あらかじめご承知おきください。
- ・誤って記載した場合、訂正印は不要です。訂正箇所は二重線で消し、正しい情報をご記載ください。
- ・ 育児休業の対象となる児童が<u>出生した後に</u>、ご記載ください。
- 【 問い合わせ先 】

大田区 保育サービス課 保育利用支援担当 203-5744-1280

# 本証明書提出時 及び 育児休業取得時の注意事項

- ・ 育児休業中で在園できる期間は、最長で育児休業の対象となる児童が満3歳になった年度の3月末までです。
- ・<u>保育所入所後、育児休業から復帰し</u>再度認可保育所に在園しているお子様の育児休業を取得した場合は、保 育の必要性がないため、退所となります。
- ・育児休業の承認を受けた会社での復帰ができない場合、保育所の退所又は内定の取消しとなることがあります。育児休業から復帰せず退職された場合は、必ず保育サービス課までご連絡ください。
- ・自営業の方は、「育児休業給付受給資格確認通知書」の写し、「育児休業給付金支給決定通知書」の写し、 又は就業規則の育児休業に関する部分の写しを提出してください。

### 【 保護者の方へ 】

- ◆保護者の方が記載する欄は、**左上の《保護者記載欄》のみ**です。
- ◆《保護者確認欄》は、必ずご確認ください。
- ◆出生後、会社と育児休業期間の調整をし、<u>産後休暇が終了するまでに本証明書をご提出ください。</u>
- ◆《保護者記載欄》の児童名は、<u>出生した児童ではなく</u>、保育園に既に通園している、又は申込中の一番下のお子様の お名前をご記載ください。
- ◆本証明書の内容を確認するため、就労先に問い合わせすることがあります。あらかじめご承知おきください。
- ◆自営業の方は、ご自身で記載してください。自営業とは、法人化の有無を問わず、経営者本人、又は保護者の2親等以 内の親族が経営する会社等に勤務している場合を指します。
- ◆自営業の方は、「育児休業給付受給資格確認通知書」の写し、「育児休業給付金支給決定通知書」の写し、又は就業 規則の育児休業に関する部分の写しを提出してください。

## 【 その他 】

- ◆ご不明点等は、下記までお問い合わせください。
- ◆様式、記載例は大田区のホームページからダウンロード可能です。

### 【 問い合わせ先 】

大田区 保育サービス課 保育利用支援担当 ☎03-5744-1280

### 【HP】申込書·証明書等



育児休業証明書 3-(1)

記 載 例 3-(2)